



埼玉県報

号 外 第 7 号
平 成 2 5 年 3 月 2 9 日
金 曜 日

目 次

条例

- [地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(障害者自立支援課\)](#)
- [地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例\(障害者自立支援課\)](#)

規則

- [埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則\(障害者自立支援課\)](#)
- [埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則\(障害者自立支援課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第二十九号）（障害者自立支援課）

一 趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係九条例を整備するための条例を制定

二 内容

- (一) 「障害者自立支援法」の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
- (二) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第五条の改正に伴う関係条例の条項を改める。

三 施行期日

- (一) については平成二十五年四月一日
- (二) については平成二十六年四月一日

条 例

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)別表第一の一の表埼玉県障害者介護給付費等不服審査会の項

二 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)第七条の二第一項第二号

三 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)第十条の二第二号

四 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)第一条第四項及び第五項、第十七条並びに別表第二障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの項

五 埼玉県理療学療法士等修学資金貸与条例(昭和五十六年埼玉県条例第十号)第二条第三項第五号

六 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)第一条第五項、第六条及び別表第一障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(短期入所、施設入所支援、自立訓練及び就労移行支援に限る。)の項

七 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)第一条第四項及び別表第一自立訓練及び短期入所の項

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

一 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する

条例第七条の二第一項第二号

二 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号

三 埼玉県立嵐山郷条例第一条第五項

四 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例第一条第五項

(埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

第三条 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第四条 埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

(障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第五条 障害者自立支援法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二百二条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二百十一条中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二百七十条中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三百五十六条第一項中、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三百五十九条中、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に改める。

第三百七十七条中、「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に改める。

第三百九十三条中、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第二条第二号から第七号までを次のように改める。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

附則第四条第一号中、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同条第七号及び第八号を次のように改める。

七 指定障害者支援施設等の設備 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第六条

八 生活介護事業所の設備 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(次号から第十三号までにおいて「省令」という。)(第三十八条

附則第四条第十四号を次のように改める。

十四 障害者支援施設の設備 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第十条

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第六条 児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第四条第三項及び第四十九条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十九条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第一百十四条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第二条第二号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第七条 児童福祉法施行条例の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び第七条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十二号

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第七条中「福祉部障害者自立支援課」を「福祉部障害者支援課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県障害児通所給付費等不服審査会規則（平成二十四年埼玉県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「福祉部障害者自立支援課」を「福祉部障害者支援課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。